官庁報告

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

北海道知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

令和七年三月二十五日

気象庁長官　野村　竜一

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
石狩川水系	豊平川	左岸　札幌市南区白川一八一四番三〇地先の白川橋下流端 右岸　札幌市南区藤野一条一〇丁目二一六番七九地先の白川橋下流端	左岸　札幌市南区南三二〇四番三地先の藻岩上流四〇〇メートル地点北海道管理区間下流端 右岸　札幌市南区真駒内公園一七番八九五地先の藻岩上の橋上流四〇〇メートル地点北海道管理区間下流端	豊平川水位観測所	札幌管区気象台 北海道空知総合振興局
	芽室川	左岸　河西郡芽室町芽室南二線五二番三地先の西芽室橋下流端 右岸　河西郡芽室町芽室南三線五一番一地先の西芽室橋下流端	左岸　河西郡芽室町芽室北二線二八番一地先の十勝川への合流点 右岸　河西郡芽室町芽室北一線二五番六地先の十勝川への合流点	芽室川水位観測所	釧路地方気象台 北海道十勝総合振興局
十勝川水系					

二　開始期日　令和七年三月二十五日十三時

埼玉県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

令和七年三月二十五日

気象庁長官　野村　竜一

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
利根川水系	中川（中川中流部）	左岸　春日部市下柳一一六七地先 右岸　春日部市牛島一三二三の一地先（倉松川合流点）	左岸　北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上一六七二の一地先 右岸　北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通一八七六の一地先	牛島水位観測所	熊谷地方気象台 埼玉県県土整備部河川砂防課